

令和7年12月松伏町議会定例会提出議案概要

議案第80号

人権擁護委員の候補者の推薦について

1 趣旨

欠員中の**人権擁護委員の候補者として岩田茂氏を法務大臣に推薦することについて意見を聞くもの**

2 内容

- (1) 住 所 ○○○○○○○○
- (2) 氏 名 岩田 茂 (いわた しげる)
- (3) 生年月日 ○○○○○○○○

3 任期

令和8年4月1日から令和11年3月31日まで

議案第81号

松伏町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例

1 趣旨

児童福祉法第34条の16第1項の規定に基づき、乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定めるための条例の制定

2 内容

乳児等通園支援事業とは、保育所その他の施設において、乳幼児であって満3歳未満のもの（保育所に入所しているもの等を除く。）に適切な遊び及び生活の場を与えるとともに、その保護者に対する子育てについての援助等を行う事業をいい、児童福祉法第34条の16第1項の規定に基づき、その設備及び運営に関する基準について、内閣府令で定める基準に従い、又は参照して定めるもの

(1) 総則（第1条—第19条）

ア 乳児等通園支援事業者の一般原則等

(ア) 利用乳幼児の人権への配慮及び人格の尊重

(イ) 乳児等通園支援についての自己評価

(ウ) 乳児等通園支援事業所の構造設備

(エ) 暴力団員等の参入の排除

(オ) 避難及び消火に関する訓練の実施

(カ) 安全計画の策定等

(キ) 自動車を運行する場合の利用乳幼児の所在の確認

イ 乳児等通園支援事業者の職員の一般的条件等

(ア) 職員は、健全な心身を有し、豊かな人間性と倫理観を備え、児童福祉事業に熱意のある者であって、できる限り児童福祉事業の理論及び実際にについて訓練を受けた者でなければならない。

(イ) 職員は、常に自己研鑽に励み、児童福祉法に定める事業の目的を達成するため必要な知識及び技能の修得、維持及び向上に努めなければならない。

(2) 乳児等通園支援事業（第20条—第26条）

ア 一般型乳児等通園支援事業

一般型乳児等通園支援事業とは、イに該当しないものをいい、これを行う事業所の設備及び職員の主な基準は、次のとおりとする。

(ア) 設備

- a 乳児又は満2歳に満たない幼児を利用する一般型乳児等通園支援事業所には、乳児室又はほふく室及び便所を設けること。
- b 満2歳以上の幼児を利用する一般型乳児等通園支援事業所には、保育室又は遊戯室及び便所を設けること。

(イ) 職員

- a 一般型乳児等通園支援事業所には、保育士その他乳児等通園支援に従事する職員として研修を修了した者を置かなければならない。
- b aの者の数は、乳児おおむね3人につき1人以上、満1歳以上満3歳未満の幼児おおむね6人につき1人以上とし、そのうち半数以上は保育士とする。ただし、一般型乳児等通園支援事業所一につき2人を下回ることはできない。

イ 余裕活用型乳児等通園支援事業

余裕活用型乳児等通園支援事業とは、保育所、認定こども園及び家庭的保育事業等を行う事業所において、利用児童数が当該施設又は事業に係る利用定員の総数に満たない場合であって、当該利用定員の総数から当該利用児童数を除いた数以下の乳幼児を対象に行うものをいい、これを行う事業所の設備及び職員の基準は、次の(ア)から(ウ)までに掲げる施設又は事業の区分に応じ、当該(ア)から(ウ)までに定めるところによる。

(ア) 保育所 児童福祉法施行条例(保育所に係るものに限る。)

(イ) 認定こども園 埼玉県幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準等を定める条例

(ウ) 家庭的保育事業等を行う事業所 松伏町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例(居宅訪問型保育事業に係るものを除く。)

3 施行期日

公布の日

議案第82号

松伏町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

1 趣旨

職員の給料月額、通勤手当、期末手当及び勤勉手当の額を改定するための条例の改正

2 内容

(1) 松伏町職員の給与に関する条例の一部改正(第1条)

ア 通勤のための自動車等の使用距離が片道20キロメートル以上の職員の通勤手当の額を次のとおり改定する。

区分	現 行	改 定 後
片道20キロメートル以上 25キロメートル未満	4,100円に使用距離が片道4キロメートルを超える距離2キロメートルを加えるごとに1,000円を加算した額	13,500円
片道25キロメートル以上 30キロメートル未満		16,600円
片道30キロメートル以上 35キロメートル未満		19,700円
片道35キロメートル以上 40キロメートル未満		22,800円
片道40キロメートル以上 45キロメートル未満		25,900円

片道45キロメートル以上 50キロメートル未満		29, 100円
片道50キロメートル以上 55キロメートル未満		32, 300円
片道55キロメートル以上 60キロメートル未満		35, 500円
片道60キロメートル以上	32, 100円	38, 700円

イ 令和7年12月期に支給される職員の期末手当の支給割合を次のとおり改定する。

支 給 月	改 定 前	改 定 後
12月期	1. 25月	1. 275月

ウ 令和7年12月期に支給される定年前再任用短時間勤務職員の期末手当の支給割合を次のとおり改定する。

支 給 月	改 定 前	改 定 後
12月期	0. 70月	0. 725月

エ 令和7年12月期に支給される職員の勤勉手当の支給割合を次のとおり改定する。

支 給 月	改 定 前	改 定 後
12月期	1. 05月	1. 075月

オ 令和7年12月期に支給される定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当の支給割合を次のとおり改定する。

支 給 月	改 定 前	改 定 後
12月期	0. 50月	0. 525月

カ 行政職給料表の給料月額の改定

平均引上額	10, 636円
平均改定率	3. 2%

(2) 松伏町職員の給与に関する条例の一部改正 (第2条)

ア 令和8年度以降に支給される職員の期末手当の支給割合を次のとおり改定する。

支 給 月	改 定 前	改 定 後
6月期	1. 25月	
12月期	1. 275月	1. 2625月

イ 令和8年度以降に支給される定年前再任用短時間勤務職員の期末手当の支給割合を次のとおり改定する。

支 給 月	改 定 前	改 定 後
6月期	0. 70月	
12月期	0. 725月	0. 7125月

ウ 令和8年度以降に支給される職員の勤勉手当の支給割合を次のとおり改定する。

支 給 月	改 定 前	改 定 後
6月期	1. 05月	
12月期	1. 075月	1. 0625月

エ 令和8年度以降に支給される定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当の支給割合を次のとおり改定する。

支 給 月	改 定 前	改 定 後
6月期	0. 50月	
12月期	0. 525月	0. 5125月

3 施行期日等

(1) 施行期日

公布の日。ただし、2 (2) は、令和8年4月1日

(2) 経過措置

ア 2 (1) は、令和7年4月1日から適用する。

イ 2 (1) を適用する場合には、2 (1) による改正前の松伏町職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、2 (1) による改正後の松伏町職員の給与に関する条例の規定による給与の内払とみなす。

議案第83号

町長等の給与等に関する条例等の一部を改正する条例

1 趣旨

町長、副町長及び教育長並びに議会の議員の期末手当の額を改定するための条例の改正

2 内容

(1) 町長等の給与等に関する条例の一部改正 (第1条)

町長及び副町長に支給される令和7年12月期の期末手当の支給割合の改定

支 給 月	改 定 前	改 定 後
12月期	2. 30月	2. 35月

(2) 町長等の給与等に関する条例の一部改正 (第2条)

町長及び副町長に支給される令和8年度以降の期末手当の支給割合の改定

支 給 月	改 定 前	改 定 後
6月期	2. 30月	2. 325月
12月期	2. 35月	

(3) 松伏町教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部改正 (第3条)

教育長に支給される令和7年12月期の期末手当の支給割合の改定

支 給 月	改 定 前	改 定 後
12月期	2. 30月	2. 35月

(4) 松伏町教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部改正 (第4条)

教育長に支給される令和8年度以降の期末手当の支給割合の改定

支 給 月	改 定 前	改 定 後
6月期	2. 30月	2. 325月
12月期	2. 35月	

(5) 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正 (第5条)

議長、副議長、常任委員長、議会運営委員長及び議員に支給される令和7年12月期の期末手当の支給割合の改定

支 給 月	改 定 前	改 定 後
12月期	2. 30月	2. 35月

(6) 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正 (第6条)

議長、副議長、常任委員長、議会運営委員長及び議員に支給される令和8年度以降の期末手当の支給割合の改定

支 給 月	改 定 前	改 定 後
6月期	2. 30月	2. 325月
12月期	2. 35月	

3 施行期日等

(1) 施行期日

公布の日。ただし、2（2）（4）及び（6）は、令和8年4月1日

（2）経過措置

ア 2（1）（3）及び（5）は、令和7年12月1日から適用する。

イ 2（1）（3）又は（5）を適用する場合には、2（1）による改正前の町長等の給与等に関する条例、2（3）による改正前の松伏町教育委員会教育長の給与等に関する条例又は2（5）による改正前の議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の規定に基づいて支払われた期末手当は、それぞれ2（1）による改正後の町長等の給与等に関する条例、2（3）による改正後の松伏町教育委員会教育長の給与等に関する条例又は2（5）による改正後の議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の規定による期末手当の内扱とみなす。

議案第84号

松伏町建築基準法に関する手数料条例の一部を改正する条例

1 趣旨

建築基準法施行令の一部改正に伴い、規定の整備をするための条例の改正

2 内容

- （1）建築基準法施行令の一部改正による条例中引用している条項の規定の整備
（2）その他規定の整備

3 施行期日

公布の日

議案第85号

松伏町学童保育の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例

1 趣旨

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準等の一部改正に伴い、利用乳幼児に対する健康診断の全部又は一部を行わないことができる場合を追加するとともに、規定の整備をするための条例の改正

2 内容

- （1）松伏町学童保育の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正（第1条）
　　児童福祉法の一部改正による条例中引用している条項の規定の整備
（2）松伏町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正（第2条）
　　ア 利用乳幼児に対する健康診断の全部又は一部を行わないことができる場合の追加（第17条関係）
　　母子保健法第12条又は第13条に規定する健康診査が利用乳幼児に対する利用開始時の健康診断、定期の健康診断又は臨時の健康診断の全部又は一部に相当すると認められ、かつ、家庭的保育事業者等がその結果を把握するときは、当該健康診断の全部又は一部を行わないことができるることとする。

イ 児童福祉法の一部改正による条例中引用している条項の規定の整備

- （3）松伏町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正（第3条）
　　児童福祉法等の一部改正による条例中引用している条項の規定の整備

3 施行期日

公布の日

議案第86号

指定管理者の指定について

1 趣旨

松伏町立かるがもセンターの管理に関し、指定管理者を指定するもの

2 内容

(1) 公の施設の名称

松伏町立かるがもセンター

(2) 指定管理者として指定するもの

埼玉県北葛飾郡松伏町大字松伏357番地

社会福祉法人松伏町社会福祉協議会

会長 高野 祐大

(3) 指定の期間

令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

議案第87号

指定管理者の指定について

1 趣旨

松伏町児童館の管理に関し、指定管理者を指定するもの

2 内容

(1) 公の施設の名称

松伏町児童館

(2) 指定管理者として指定するもの

東京都調布市調布ヶ丘三丁目6番地3

シダックス大新東ヒューマンサービス株式会社

代表取締役 山田 智治

(3) 指定の期間

令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

議案第88号

指定管理者の指定について

1 趣旨

松伏町学童クラブの管理に関し、指定管理者を指定するもの

2 内容

(1) 公の施設の名称

いるかクラブ

りす学童クラブ

杉の子学童クラブ

どんぐり学童クラブ

なごみ学童クラブ

(2) 指定管理者として指定するもの

東京都調布市調布ヶ丘三丁目6番地3

シダックス大新東ヒューマンサービス株式会社

代表取締役 山田 智治

(3) 指定の期間

令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

議案第89号
町道の路線廃止について

路線名	起 点	終 点	重要な経過地
703	松伏町大字大川戸字砂田 976番地先	松伏町大字大川戸字砂田 976番地先	

議案第90号
令和7年度松伏町一般会計補正予算（第4号）

1 補正前予算額 11,420,162千円
2 補正予算額 113,747千円
3 合 計 11,533,909千円

議案第91号
令和7年度松伏町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）

1 補正前予算額 3,161,045千円
2 補正予算額 △208千円
3 合 計 3,160,837千円

議案第92号
令和7年度松伏町介護保険特別会計補正予算（第2号）

1 補正前予算額 2,592,147千円
2 補正予算額 1,050千円
3 合 計 2,593,197千円

議案第93号
令和7年度松伏町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）

1 補正前予算額 504,095千円
2 補正予算額 420千円
3 合 計 504,515千円

議案第94号
令和7年度松伏町下水道事業会計補正予算（第2号）

1 既決予定額
(1) 収益的収入 525,819千円
(2) 収益的支出 523,379千円
(3) 資本的収入 91,212千円
(4) 資本的支出 285,917千円
2 補正予定額
(1) 収益的収入 1,065千円
(2) 収益的支出 1,065千円
(3) 資本的収入 —
(4) 資本的支出 —
3 合 計
(1) 収益的収入 526,884千円

(2) 収益的支出	5 2 4, 4 4 4 千円
(3) 資本的収入	9 1, 2 1 2 千円
(4) 資本的支出	2 8 5, 9 1 7 千円